

六 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国等に所在するものをいう。

七 振替記載等 前条第五項第六号に規定する振替記載等をいう。

八 外国再間接口座管理機関 前条第五項第七号に規定する外国再間接口座管理機関をいう。

九 外国間接口座管理機関 前条第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関をいう。

5 前条第二項、第四項、第六項から第八項まで、第十項から第二十項まで及び第二十二項の規定は、特定振替社債等の利子について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第二項	前項	次条第一項
前条第四項	第一項及び前項	次条第一項及び第三項
	第五条の二第三項後段	第五条の三第三項後段
	第五条の二第一項の	第五条の三第一項の
	第五条の二第一項又は	第五条の三第一項又は第三項後段

	第三項後段	
前条第六項	前項第四号	次条第四項第五号
前条第七項	第五項第四号	次条第四項第五号
前条第八項	第一項第一号又は第二号	次条第一項第一号又は第二号
	<p>振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号ロ</p>	<p>同項第二号に規定する書類（以下この項及び第十項において「所有期間明細書」という。）が同号</p>
	<p>振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地</p>	<p>所有期間明細書</p>

	方債所有期間明細書	
前条第十項	第一項第二号口 振替地方債所有期間明細書	次条第一項第二号 所有期間明細書
	振替国債又は当該振替地方債 以下この条	特定振替社債等 第二号及び第三項
前条第十二項	第一項第一号	次条第一項第一号
前条第十三項	第一項第一号又は第二号 振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出	次条第一項第一号又は第二号 同項第二号に規定する書類（以下この項及び第十項において「所有期間明細書」という。）が同号

	<p>されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号口</p> <p>が第一項第一号</p> <p>振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書</p>	
<p>前条第二十項</p>	<p>第五条の二第九項又は第十項</p> <p>これら</p> <p>これらの規定の</p> <p>同条第一項に</p> <p>同条第五項第四号</p>	<p>第五条の三第五項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同法第五条の二第十項</p> <p>同項</p> <p>同項の</p> <p>同法第五条の三第一項に</p> <p>同条第四項第五号</p>

同条第十九項

同条第五項において準用する同法第五条の二十
九項

6 特定振替社債等の発行をした者で第一項又は第三項後段の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子につき所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしなかつたものは、政令で定めるところにより、当該発行をした者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

7 特定振替社債等の利子の支払を受ける者が特殊関係者であるかどうかの判定その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条第一項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第十一項において同じ。」のうち同項に規定する指定民間国外債以外のもの（以下この条において「一般民間国外債」という）を「以下この条において同じ」に、「一般民間国外債の」を「民間国外債の」に改め、同条第二項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「一般民間国外債」を「民間国外債」に改

め、同条第三項中「一般民間国外債」を「民間国外債」に、「第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改め、同条第四項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「一般民間国外債（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に對して課される税の負担が本邦における法人の所得に對して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国法人により発行されたものを除く。第七項及び第八項）」を「民間国外債（その利子の額が当該民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者（民間国外債の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるものを除く。次項、第六項、第十項及び第十二項）」に、「第七項及び第十項」を「及び第八項」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項を次のように改める。

5 前項の規定は、民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける当該民間国外債の利子については、適用しない。

第六条第十項から第十二項までを削り、同条第九項中「第七項に」を「第八項に」に、「一般民間国外債をいう」を「民間国外債をいう」に改め、同項第一号中「一般民間国外債」を「民間国外債」に、「及

び内国法人」を「内国法人」に改め、「除く。」の下に「並びに当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者及び外国法人」を加え、同項第二号中「一般民間国外債」を「民間国外債」に、「居住者又は内国法人」を「居住者、内国法人又は当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人」に、「第四項本文及び第六項」を「第四項及び第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同号イ中「又は内国法人」を「内国法人又は当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項本文」を「第四項」に、「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「一般民間国外債」を「民間国外債」に、「氏名」を「民間国外債（その利子の額が当該民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者（民間国外債の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるものを除く。次項、第六項、第十項及び第十二項において同じ。）」とあるのは「民間国外債」と、「氏名」に、「前項第一号」を「前項中「場合（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第一号」に、「外国法人」を「及び外国法人」に改め、同項を同条第九項

とし、同条第七項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に改め、「一般民間国外債のうち」を削り、「受ける場合」の下に「（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）」を加え、「第十四項」を「第十三項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第一号中「すべて」の下に「当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者でない」を加え、同項第二号中「又は内国法人」を「内国法人又は当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人」に改め、「のうち」の下に「当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者でない」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第四項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける民間国外債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項の規定による非課税適用申告書を提出しており、かつ、当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

第六条第十三項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第六条第十三項」を

「第六条第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 民間国外債の発行をした者で第四項又は第六項後段の規定の適用があるものとして当該民間国外債の利子につき所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしなかつたものは、政令で定めるところにより、当該発行をした者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

第六条第十四項中「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同項を同条第十三項とする。

第八条の三第五項中「第八十一条の十四第一項及び第一百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める。

第八条の四第三項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改め、同条第四項中「定めるもの」の下に「（以下この項及び次項において「準支払者」という。）」を、「一月以内」の下に「（準支払者が交付する場合には、四十五日以内）」を加え、同条第五項中「二月三十一日」の下に「（準支払者が交付する場合には、同年二月十五日）」を加える。

第九条の二第四項中「第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める。

第九条の四の二の見出しを「(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例)」に改め、同条第一項中「内国法人」の下に「(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。次項において同じ。)」を加え、「公社債投資信託以外の証券投資信託(その設定に係る受益権の募集が次条第一項に規定する公募により行われたものうち、)」を「次に掲げる信託(」に改め、「ものとし、特定株式投資信託を除く」を削り、「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が次条第一項に規定する公募により行われたもの(特定株式投資信託を除く。)

二 特定受益証券発行信託

第九条の四の二第二項から第四項までの規定中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改める。

第九条の五第一項中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改める。

第九条の六を削る。

第九条の五の二を第九条の六とする。

第九条の七の見出しを「(相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例)」に改め、同条第一項中「前条第一項に規定する上場会社等」を「金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社」に改め、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)

第九条の八 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等(以下この条において「金融商品取引業者等」という。)の営業所(同号に規定する営業所をいう。)に同号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を開設した日から同日の属する年の一月一日以後十年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該非課税口座に係る第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等

及び第八条の三第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この条において「配当等」という。）のうち次に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で政令で定めるものであるものに限る。第三十七条の十四第十五項及び第十七項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

一 第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る第八条の四第一項第一号に規定する基準日においてその内国法人の発行済株式（同号に規定する発行済株式をいう。）又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三 第八条の四第一項第三号に掲げる特定投資法人の投資口の配当等

第十条第六項中「及び平成二十二年」を「から平成二十四年まで」に改める。

第十条の二の二第一項第二号中「石油」を「化石燃料（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に關す

る法律（昭和五十五年法律第七十一号）第二条第一号に規定する化石燃料をいう。）に改め、「資し、又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に」を削り、「次に掲げる」を「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第二条に規定する新エネルギー利用等に資する」に改め、同号イ及びロを削る。

第十条の三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「の合計額」を削る。

第十条の四の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「期間（」の下に「以下この項及び」を加え、「ない当該各号」を「ない事業基盤強化設備等（当該各号）」に、「機械及び装置並びに器具及び備品で政令」を「減価償却資産（第一号から第四号まで又は第六号から第八号までに定める機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、政令）」に、「（以下この条において「事業基盤強化設備」という）」を「に限る。」をいう。以下この条において同じ」に、「又は事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備等」に、「。第三項」を「。同項」に、「計算上、当該事業基盤強化設備」を「計算上、当該事業基盤強化設備等（第五号に定める減価償却

資産（以下この項において「情報基盤強化設備等」という。）にあつては、同号に掲げる個人の供用年の指定期間内において当該個人が事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上である場合の当該情報基盤強化設備等に限る。以下この条において「適用対象事業基盤強化設備等」という。）に、「事業基盤強化設備について」を「適用対象事業基盤強化設備等について」に改め、同項ただし書中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同項第四号中「個人（当該事業のうち政令で定める特定の事業以外の事業を営む者にあつては、「及び」に限る。）」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 製造業その他情報基盤の強化が事業基盤の強化に資するものとして政令で定める事業を営む第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人 当該情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるもの

第十条の四第三項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第三項中「事業基盤強化設備を」を「事業基盤強化設備等を」に、「当該事業基盤強化設備につき」を「適用対象

事業基盤強化設備等につき」に、「事業基盤強化設備の」を「適用対象事業基盤強化設備等の」に改め、同条第四項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第五項中「の合計額」を削り、同条第六項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第八項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改め、同条第九項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第十二項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改める。

第十条の六を削る。

第十条の七第一項第七号中「第十条の五第三項」を「前条第三項」に改め、同項第八号を削り、同条第二項中「第十条の五第四項」を削り、同条第三項中「第十条の五第五項」を削り、同条を第十条の六とする。

第十一条の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、大規模

地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該地震防災対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の四を削る。

第十一条の五第二項中「第十一条の五第一項本文」を「第十一条の四第一項本文」に改め、同条を第十条の四とする。

第十一条の六を削る。

第十一条の七第二項中「第十一条の七第一項本文」を「第十一条の五第一項本文」に改め、同条を第十条の五とする。

第十二条第一項の表の第一号口中「過疎地域自立促進特別措置法」の下に「（平成十二年法律第十五号）」を加える。

第十三条第三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第五項第三号中「第七十一条第一項」を「第四十三条第三項に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者、同条第五項」に、「第七十二条の六」を「第七十一条第一項」に改める。

第十四条の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、

「これら」を「同項」に改め、「中心市街地優良賃貸住宅又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第十九条第一号中「第十条の六」を「第十条の五」に改める。

第二十条第一項中「平成二十二年」を「平成二十四年」に改める。

第二十条の三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十二条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第二十八条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十八条の四第五項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十一条第三項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第三十三条の三第一項中「中心市街地の活性化に関する法律」の下に「（平成十年法律第九十二号）」を加える。

第三十四条第一項中、「第三十七条の九の三」を削り、同条第二項第四号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第三十四条の二第一項中「第三十七条の九の三」を削り、同条第二項第一号中「第六号及び第十一号」を「第十号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十一号の二中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第二十四号中「第五十九条」を「第七十二条」に、「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に、「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二章第三節」を「第二章第四節」に改める。

第三十四条の三第一項中「第三十七条の九の三」を削る。

第三十六条の二第一項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、「貸付けを含むものとし」の下に「当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額が二億円を超えるもの」を加え、同条第二項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第一項」の下に「第三項及び第四項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」

を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「第一項の」を「同項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年又はその年の前年若しくは前々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡（第三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他の政令で定める譲渡（次項において「収用交換等による譲渡」という。）を除く。以下この項及び次項において「前三年以内の譲渡」という。）をしている場合において、当該前三年以内の譲渡に係る対価の額と当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額との合計額が二億円を超えることとなるときは、適用しない。

4 第一項の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡（収用交換等による譲渡を除く。）をした場合において、当該家屋又は土地若しくは土地の

上に存する権利の譲渡に係る対価の額と当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額（前三年以内の譲渡がある場合には、前項の合計額）との合計額が二億円を超えることとなつたときは、適用しない。

第三十六条の三第四項中「第一項又は第二項の」を「第一項から第三項までの」に、「第三十六条の三第一項又は第二項」を「第三十六条の三第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「若しくは前項第二号」を「第二項第二号若しくは前項」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 譲渡資産の譲渡につき前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている者は、同条第四項の規定に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた譲渡をした日から四月を経過する日までに当該譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

第三十六条の四中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十六条の五中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の六第一項中「及び第三十七条の九から第三十七条の九の三まで」を「第三十七条の九及び第三十七条の九の二」に改める。

第三十七条の九の三を次のように改める。

第三十七条の九の三 削除

第三十七条の十第一項中「第三十七条の十一の二」を削り、同条第三項中「第一項」を「同法及びこの章」に改め、同項第二号中「第二条第十二号の二に規定する分割法人（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。）の株主等に法人税法第二条第十二号の三」を「第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として同条第十二号の三」に改め、「（当該株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた法人税法第二条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、同条第四項中「第一項」を「所得税法及びこの章」に改め、同項第一号中「その株式等証券投資信託」を「その公募株式等証券投資信託等（株式



等証券投資信託」に、「以下」を「」及び特定受益証券発行信託（その受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。以下」に、「公募株式等証券投資信託」という」を「同じ」に、「当該公募株式等証券投資信託」を「当該公募株式等証券投資信託等」に改め、同項第二号中「公募株式等証券投資信託」を「公募株式等証券投資信託等」に、「信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託にあつては当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、」を「信託されている金額」に改め、同項第三号中「信託された」を「信託されている」に改め、同条第六項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第三十七条の十の二第二項中「が上場株式等」を「（政令で定めるところにより特定口座に移管されたものを除く。）が上場株式等」に改め、同項第一号中「株式会社」の下に「又は投資信託及び投資法人に関する法律第三条第十二項に規定する投資法人」を加える。

第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を次のように改める。

第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削除。

第三十七条の十一の三第二項中「の譲渡以外」を「以外」に改め、同条第八項中「第四十二条の三第一項第三号」を「第四十二条の三第二項第三号」に改める。

第三十七条の十三第一項第四号を削る。

第三十七条の十四を次のように改める。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第三十七条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、非課税口座を開設した日から同日の属する年の一月一日以後十年を経過する日までの間に、非課税上場株式等管理契約に基づき当該非課税口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。第四項及び第五項において同じ。）に記載若しくは記録がされ、又は当該非課税口座に保管の委託がされている第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等（次項から第四項までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）の当該非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含むものとし、金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うもの

を除く。以下この条において同じ。）をした場合には、当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、所得税を課さない。

2 非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該非課税口座内上場株式等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 前二項の場合において、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座内上場株式等（その者が二以上の非課税口座を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。）の譲渡をしたときは、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。